甲賀市入札参加資格審査申請マニュアル

（県内・県外業者共通）

建設工事

令和５年４月

甲賀市総務部契約検査課

**１　審査基準日**

直前決算日

　　※主観点項目の審査基準日については別の日になる場合もあります。

　　※技術職員要件については経過措置があります。

**２　資格要件について**

次の要件を全て満たしていることが必要です。

1. 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
2. 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
3. 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ｱ) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(ｲ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ｳ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(ｴ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(ｵ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している　と認められる者

1. 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ｱ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(ｲ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ｳ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けている建設業者で、参加希望工事に対応する許可業種について、審査基準日の前日において許可を取得していること。

※業種追加等で直前決算日から令和5年9月30日の間に建設業許可を取得した許可業種については、申請日までに経営事項審査結果が出ている業種に限り申請は可能とします。

1. 参加希望工事に対応する許可業種について、直前決算における経営事項審査を受審して「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。
2. 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等に加入していること。
3. 営業を開始して、審査基準日の前日までに１事業年度（１事業年度は１２ヶ月とする）以上経過していること。
4. 甲賀市税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。（消費税または地方消費税について、新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収の猶予を受けている方は、「納税の猶予許可通知書」の写しまたは「納税証明書（その１）」を提出すること。）

**3　業者番号**

　　甲賀市の個別情報登録画面にて入力いただく業者番号については、令和５年度に甲賀市へ入札参加資格申請を申請された業者については、甲賀市のホームページに業者番号を公開しておりますのでご確認の上入力してください。未申請の業者については「０（ゼロ）」を９桁入力してください。

**4　資格の有効期間**

市内業者・準市内業者

令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで（１年間）

　　市外業者

　　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで（１年間）

　　※市内業者：入札に参加する本店が甲賀市内にある業者

　　　準市内業者：入札に参加する支店・営業所等が甲賀市内にある業者

　　　市外業者；入札に参加する本店または支店・営業所等が甲賀市内にない業者

**※市内業者・準市内業者については申請が必要です。**

**市外業者については前年度に申請されている場合申請は不要です。**

**5　参加希望工事**

・参加希望工事の区分は別表第１のとおりです（全１７種類）。

この参加希望工事の区分は建設業法の許可区分とは異なりますのでご注意ください。

・入札参加が認められるのは、**市内業者は１業者につき３業種**まで、**準市内業者・市外業者は１業者につき２業種**までです。

・参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を１人以上配置する必要があります。

**6　申請書提出後の変更届**

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和５年度の甲賀市の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに入札参加資格申請書変更届を契約検査課まで提出してください。

(1) 所在地・郵便番号

(2) 商号・名称（フリガナ）

(3) 代表者職名・代表者氏名（フリガナ）

(4) 電話番号・ＦＡＸ番号

**7　申請書提出後の申請内容の修正について**

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は令和６年１月３１日（水）までに修正を申し出てください。それ以降の修正の申し出には一切応じることができません。

**8　問い合わせ先**

　　甲賀市総務部契約検査課

　　〒528-8502　滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

　　TEL　0748-69-2127

**9　その他**

1. 書類の不備により受付できないことがあります。
2. 申請内容または添付書類について、虚偽の記載等が認められた場合や記載内容の確認・証明等に協力が得られない場合は、入札参加資格の抹消等の措置をとることがあります。
3. 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。

（4）建設工事の入札は全件電子入札での執行となっています。したがって、入札参加資格審査申請書の提出のある方でも電子入札の登録がない場合は入札参加ができませんのでご注意ください。

技術職員基準

**１　参加希望工事に対応する技術者の配置**

1. 全ての参加希望工事ごとに、参加希望工事の対応許可業種に対応する資格を有している者を１人以上配置してください。許可業種に対応する資格については建設業の許可における技術者の資格に基づきます。なお、１つの参加希望工事に対応許可業種を複数申請する場合は、それらの内いずれかに対応する資格を有する技術者を配置すればよいものとします。
2. 技術職員１人につき参加希望工事は１種類までとし、２種類以上を重複して配置することはできません。また全ての参加希望業種につき、必ず１人以上の技術職員を配置してください。（３つの参加希望工事に入札参加するには、最低でも３人の技術職員が必要です。）
3. 参加希望工事が「舗装工事」の場合は、「舗装施工管理技術者」の資格を有する技術者の配置が必要です。

**２　参加希望工事に係る技術職員区分**

技術職員区分は次のとおりです。（経営事項審査における「技術職員数（１級、２級、その他）」とは異なります。）

・「１」… 審査基準日において有効な監理技術者資格者証を保有（実務経験による取得も含む）し、審査基準日以前５年以内に監理技術者講習を修了している者

・「２」…　上記「１」に該当しない者のうち、資格コード表のⅠまたはⅡに○のついている資格を保有している者

・「３」…　上記「１」に該当しない者のうち、資格コード表のⅢに○のついている資格を保有している者

**３　職員の要件**

以下（１）から（７）の要件をすべて満たしている必要があります。

1. 審査基準日以前6か月超の日に採用され、申請日現在雇用されていること。
2. 市内、準市内で登録される方は市内の本店、支店又は営業所に勤務していること。
3. 申請者において所得税の源泉徴収をしていること。
4. 社会保険（健康保険および厚生年金保険）の被保険者であること。

ただし、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合（個人事業所で従業員が４人以下等）は除きます。

1. 雇用保険の被保険者であること。

ただし、雇用保険の適用が除外される場合（従業員が１人もいない等）は除きます。

1. 給料額が滋賀県の最低賃金の基準を満たしていること。
2. 出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料を支払い、社会保険等に加入している者）であること。

申請上の留意事項

**１　建設業法改正に伴う、解体工事の建設工事の入札における取扱い**

・解体工事業の参加希望工事の対応関係

別表第１に掲載のとおり、解体工事業は参加希望工事における建築附帯工事の対応許可業種とします。

**２　共同受付化に伴う参加希望工事名称の変更について**

　　・参加希望工事　管工事（管）の名称変更について

令和４年度分までの甲賀市入札参加資格審査申請において管工事（管）としていた工種について、共同受付化に伴い給排水冷暖房工事（給）に名称が変更されます。従来の管工事を希望される方は、給排水冷暖房工事（給）を希望されるようお願します。

別表第１

参加希望工事と建設業の許可建設工事との種類別と対応関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加希望工事 | 建設工事の種類 | 建　　設　　工　　事　　の　　例　　示 |
| 土木一式工事  （０１） | ★土木一式工事 | 土木一式工事、下水道管渠工事、農村下水道管渠工事 |
|
| とび・土工・コンクリート工事 | コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、トンネル防水工事、土木系モルタル防水工事 |
|
| 石工事 | 石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事 |
|
| タイル・れんが・ブロック工事 | コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事 |
|
| 鋼構造物工事 | 閘門・水門等の門扉設置工事 |
|
| しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事 |
|
| 建築一式工事  （０２） | ★建築一式工事 | 建築一式工事 |
|
| 大工工事 | 大工工事、型枠工事、造作工事 |
|
| 舗装工事（０３） | ★舗装工事 | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 |
|
| 電気設備工事  （０４） | ★電気工事 | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事 |
|
| 電気通信工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事 |
|
| 消防施設工事  （０５） | 消防施設工事 | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃性ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事 |
|
| 給排水冷暖房工事 （０６） | ★管工事 | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、消雪設備工事、農村下水道の浄化槽工事（下水道法による流域処理施設に排水するものを除く） |
|
| 熱絶縁工事 | 冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工学工業等の設備の熱絶縁工事 |
|
| 水道施設工事  （０７） | ★水道施設工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理施設工事 |
| 機械設備工事  （０８） | 機械器具設置工事 | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設置工事 |
|
| 塗装工事（０９） | 塗装工事 | 塗装工事（交通安全施設に伴う塗装を除く）、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事 |
|
| 造園工事（１０） | ★造園工事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事 |
|
| 石工事 | 石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事（造園工事に伴うもの） |
|
| タイル・れんが・ブロック工事 | コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事（造園工事に伴うもの） |
|
| さく井工事  （１１） | さく井工事 | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事 |
|
| 鉄骨工事（１２） | 鋼構造物工事 | 鉄骨工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事 |
|
| 鉄筋工事 | 鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事 |
|
| 橋梁上部工事  （１３） | 土木一式工事 | 橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む）P.C. |
|
| 鋼構造物工事 | 橋梁上部工事（陸橋・歩道橋を含む） |
|
| 法面処理工事  （１４） | 防水工事 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 |
|
| とび・土工・コンクリート工事 | 現場吹付法枠工事、アンカー工事、落石防止網工事、モルタル吹付け工事、種子吹付け工事、厚層基材吹付工事、客土吹付け工事、植生ネット工事 |
|
| 建築附帯工事  （１５） | 左官工事 | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 |
|
| とび・土工・コンクリート工事 | とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、建築物解体工事 |
|
| 解体工事 | 建築物解体工事 |
|
| 屋根工事 | 屋根ふき工事、文化財屋根ふき工事 |
|
| タイル・れんが・ブロック工事 | タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事 |
|
| 板金工事 | 板金加工取付け工事、建築板金工事 |
|
| ガラス工事 | ガラス加工取付け工事 |
|
| 防水工事 | 防水工事（建築物に伴うもの） |
|
| 内装仕上工事 | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事 |
|
| 建具工事 | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事 |
|
| 建築一式工事 | 文化財建築修理工事※ |
|
| 大工工事 | 文化財建築修理大工工事※ |
|
| 交通安全施設工事 （１６） | とび・土工・コンクリート工事 | 道路付属物設置工事（カーブミラー、ガードレール、道路標識設置工事）（交通安全施設に伴うもの） 物品で購入した看板設置工事（交通安全施設に伴うもの） |
|
| 塗装工事 | 塗装工事、路面標示工事（交通安全施設に伴うもの） |
|
| 電気工事 | 道路照明設備工事、交通信号設備工事（交通安全施設に伴うもの） |
|
| 電気通信工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事（交通安全施設に伴うもの） |
|
| 機械器具設置工事 | （交通安全施設に伴うもの） |
|
| 清掃施設工事  （１７） | 清掃施設工事 | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 |
|

注１

市内（準市内）業者の入札参加要件等に対応する客観事項評点（経審の総合評定値(Ｐ点)）及び平均完成工事高の実績は、★印を付した許可建設工事の種類で判断します。（ただし、土木一式工事を希望する場合は、土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の総合評定値等で判断します。）

注２

※印を付した建築附帯工事の建築一式・大工工事における入札参加については、文化財建造物修理工事あるいは社寺建造物修理工事の実績が必要です。

注３

解体工事は解体工事業の許可がないと入札参加できません。

**甲賀市主観点数について（市内・準市内業者のみ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主観項目** | **主観点数** | **備考** |
| （１）信用状況 | 指名停止の有無（R3.4.1～R5.3.31）  　　～１月未満　-5点　 　 ３～６月未満　-30点  　１～２月未満 -10点　 　 ６～12月未満　-50点  　２～３月未満 -20点　　　12月～　　　　-70点 |  |
| （２）人権研修の実施状況 | 研修実績がある場合　　+10点 | 注１ |
| （３）社会貢献活動等 | ①「甲賀市まち美化運動」の合意書を取り交わし美化活動を実施する事業所　+20点　 （実施状況報告）  ②従業員が甲賀市消防団員 1人につき+5点  　最大2人+10点まで  ③甲賀市上水道修繕業務委託業者（緊急当番業者）　+25点  ④雪寒対策業務委託業者（塩カル散布業者）  市道、農道、市内の県道又は国道　+25点  ⑤災害時における応急救援活動等に関する協定を締結している者　+10点  　活動のある者　+5点　最大+15点まで | 注２  注３  注４ |
| （４）労働災害防止活動等 | ①建設業労働災害防止協会に加入している者　+5点  ②令和４年度に所属する協会（組合・ＮＰＯ）等による労働安全研修・安全訓練等に参加している者  　+5点  ③令和４年度に滋賀労働局、東近江労働基準監督署又は滋賀労働基準協会主催の研修会に参加している者  　+5点 | 注５ |
| （５）雇用状況 | ①審査基準日現在において、継続して３ヶ月以上の雇用が確認でき、資格コード表に掲げる資格を有する女性技術者を雇用している場合　1人につき+5点  ②審査基準日現在において、継続して３ヶ月以上障がい者を雇用している場合　1人につき+5点 | 注６ |

注１　研修実績がある場合は、主観点数を+10点とします。

注２　甲賀市まち美化運動とは、身近な道路及び公園等の公共的な場所において、ボランティアで美化保全を行う活動です。[問い合わせ先　生活環境課　0748-69-2145]

　　　令和４年度において、令和５年３月３１日時点で令和４年度中の活動報告が確認で

きない事業所は、加点対象としません。（本活動について、１回５人以上の参加で

年４回以上実施したことが認められない場合は加点対象となりません。）

　　　※ただし、生活環境課が認めた場合（地域振興課受付印があるもの）に限り年４　回以上の実施で、参加延べ人数が２０人を超える場合は加点対象とします。

注３　市道、農道、市内の県道又は国道を複数契約している場合でも、+25点とします。

注４　滋賀県建設業協会甲賀支部、甲賀市管工事協同組合、滋賀県エルピーガス協会甲賀支部、滋賀県電気工事工業組合水口支部、甲賀ユートピアネットワーク、滋賀県造園協会南地区、甲賀広域小規模産業振興事業協同組合を通じて、締結している事業所を対象とします。複数締結している場合でも、+10点とします。

　　　活動対象期間は令和２年４月１日から令和５年３月３１日の３ヵ年とします。（活動対象期間の基準日は契約日とします。）

注５　複数の項目に該当がある場合でも最大で+10点とします。

注６　項目ごとの上限はなく、最大で+15点とします。

　　　両方に該当する場合でも１名あたり+5点を最大とします。